

いひなせ？ 改憲論議

るものでは決してあります。

参議院会派別議員数（5月12日現在）

議員数	7月の参院選で改選			非改選	
	合計	比例	選舉区		
自由民主党・国民の声	110	56	20	36	54
公明党	28	14	7	7	14
国民民主・新緑風会	16	10	4	6	6
日本維新の会	15	6	3	3	9
立憲民主・社民	45	23	8	15	22
日本共産党	13	6	5	1	7
沖縄の風	2	1	0	1	1
れいわ新選組	2	0	0	0	2
碧水会	2	0	0	0	2
みんなの党	2	1	1	0	1
各派に属さない議員	8	3	0	3	5
合計	243	120	48	72	123
欠員	2	1	0	1	1

改憲勢力→65議席
め、7月の参院選で定数は244→248に増えるた
く、3分の2ラインは→66議席になります。

憲法はどうと、9条問題や改憲問題が頭に浮かんで「難しそう」「堅苦しい」「政治的だ」と、敬遠されがちです。ですが、2021年10月に衆議院選挙が行われたのは「衆議院議員の任期は、4年とする」という憲法45条や、衆議院の総選挙は「解散の日から40日以内に」という憲法54条1項があるからです。岸田文雄氏が首相に指名されたのも、憲法67条によってですし、その首相が国務大臣を任命したのも憲法68条に基づいてです。このように、憲法は国の政治的基本的な仕組みを定めており、政治は憲法に従ってなされなければなりません。

憲法は、41条で国会に法律をつくる権限を授けています。しかし、憲法20条が信教の自由を、21条が表現の自由を保障していますから、たとえば人間の表現活動を許可する法律を国会がつくることはできません。また、私たちが学校教育を受けたり、生活保護など福祉サービスを受けることができるのも、憲法26条が低限度の生活を営む権利」を保障しているからです。

首相・国會議員が改憲煽る異常

⑩ 憲法を簡単に変えてはいけない理由

憲法は、政府など権力担当者がその権力を濫用しないよう縛り、人々の人权を保障するよう命じているのです。それだけに、権力担当者はその「縛り」を緩めようと改憲を試みますが、そのような改憲が私たちの人权をより手厚く保障するものなのか、逆に人權保障を後退させないか、慎重に点検しなければなりません。

いや、そもそも憲法改正は、「より人權を保障するためには、一般的の人々の側からここをこもう改めた」といふ声と運動が本筋でしょう。憲法に縛られる首相や国会議員が、憲法を煽るのです。

「他国が憲法改正を複数回行っているのに、日本が行っていないのは変だ」という声もありますが、それぞれの国の憲法の特質や改正内容を見る必要があるでしょう。いずれにしろ、憲法という国々の骨格を変えるのは大変な作業です。コロナや「ウクライナ危機に乗じて、私たちが浮足立つて「改憲ムード」に流されることがないよう、しっかりと学習し語っていきたいものです。（奥野恒久・龍谷大学教授）

憲法98条1項が述べるように「この憲法は、国の最高法規」です。憲法の下に約1800もの法律があり、それらに基づいて政治も裁判も行われています。その最高法規が頻繁に変わると、法的安定性を損なうことになります。とりわけ日本憲法は、他国の憲法と比べ、条文数や単語数の少ない憲法です。東京大学のケネス・盛・マッケルウェイン教授の調査によると、各国の憲法を英語に翻訳すると、単語数の平均は2万1000語ですが、日本は499語だそうです。

日本国憲法は基本的な事柄を定め、詳細は法律で具体化しているのです。たとえば、ドイツでは選挙権・被選挙権年齢の引下げを憲法改正で行いましたが、日本では公職選挙法の改正で対応します。「他国が憲法改正を複数回行っているのに、日本が行っていないのは変だ」という声もありますが、それぞれの国の憲法の特質や改正内容を見る必要があります。憲法という国々の骨格を変えるのは大変な作業です。コロナや「ウクライナ危機に乗じて、私たちが浮足立つて「改憲ムード」に流されることがないよう、しっかりと学習し語っていきたいものです。（奥野恒久・龍谷